様式第１号（第６条関係）　　　　　　　　　　　【記載例　法人の場合】

石巻市時短要請関連事業者支援金交付申請書兼実績報告書

令和３年　７月１０日

石巻市長（あて）

申請者の所在地・法人名等を漏れなく記入してください。

※部屋番号まで記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者 | 郵便番号 〒９８６－００００本店所在地又は住民登録地　石巻市〇〇町〇番〇号　　　　　　　　　　 |
| フリガナ法人名又は屋号　　　　　　　　　　 |
| 代表者 | 役職　代表取締役　社長　　　　　　　　　 |
| フリガナ　氏名　　　　　　　　　　　　 |
| 生年月日　昭和・平成　　００年　〇月　〇日生まれ |

　石巻市時短要請関連事業者支援金交付要綱第６条の規定により、支援金の交付を申請します。

【法人のみ】国税庁から通知された13桁の法人番号を記入してください。

※わからない場合は国税庁「法人番号公表サイト」から検索できます。

記

１　申請者の基本情報

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請事業者情報 | どちらか選択 | ☑法人 | ☑中小企業（みなし大企業を除く）□その他法人 |
| 法人番号 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 資本金 | 千円 | 従業員数 | 人 |
| □個人事業主 | □石巻市に住民登録がある□住民登録は市外だが石巻市内に事業所がある　(事業所所在地：石巻市　　　　　　　　　　　) |
| 業　種　※ | 　Ｉ　５８ |
| 行っている事業の概要 | 　食肉卸売業 |
| 日中連絡が取れる方 | □代表者に同じ　※異なる場合は右欄記入要 | フリガナ氏　名 | 　　 |
| 連絡先 | （電話番号）0225-00-0000市からの連絡が取れる連絡先・担当者を記入してください。連絡は主に平日の午前９時から午後５時の間に行います。※連絡先の記入は必須です。（メール） |

※　業種（日本産業分類）大分類、中分類で該当する業種番号をご記入ください。

２　売上の減少状況

|  |  |
| --- | --- |
| 売上が減少した月（対象月） | 令和３年２月 |
| 対象月の売上（Ａ） | 1,500,000円 | 前年同月の売上（Ｂ） | 3,000，000円 |
| 減少額（Ｃ）Ｂ－Ａ | 1,500,000円 | 減少率Ｃ／Ｂ×100 | 50.0％ |
| 特例適用（該当する場合のみチェック） | □ア.創業・開業特例　　□イ.新型コロナ・災害等特例　　□ウ.法人成り特例　　　□エ.事業承継・相続特例　□オ.給与・雑収入特例※売上減少計算シート（様式第８号）の記入が必要です。 |

３　交付申請額

|  |
| --- |
| ２００，０００円 |
|

４　誓約事項（申請に当たっては全ての事項を確認し、同意欄にチェックが必要です。）

|  |  |
| --- | --- |
| 同意チェック欄 | 私は、石巻時短要請関連事業者支援金の交付申請に関して下記のとおり誓約します。 |
| ☑ |
| １　宮城県による営業時間短縮の協力要請対象事業者ではありません。２　石巻市時短要請等関連事業者支援金申請の内容等を確認しており、支援金の申請に関し、全ての申請要件を満たしています。３　石巻市補助金等の交付に関する規則及び石巻市時短要請関連事業者支援金交付要綱の内容に従うことについて同意します。４　虚偽その他不正の手段により支援金の交付の決定又は交付を受けたことが判明した場合は、石巻市時短要請等関連事業者支援金交付要綱第１０条の規定により、交付決定の取消や支援金の返還等に応じます。また、納付日までに補助金を返還しなかった場合、その未納額につき石巻市補助金等の交付に関する規則第１９条による延滞金を納付することに応じます。５　石巻市から報告・立入検査等の求めがあった場合は、これに応じます。６　申請内容に虚偽その他不正があった場合は、事業者名等の情報が公表されることに同意します。７　申請書類及び添付書類の内容について、税務情報として使用することに同意します。８　代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。９　申請書類及び添付書類の内容について、石巻市が他の行政機関や警察等に確認等を行うとともに、他の行政機関や警察等が支援金の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、申請書類及び添付書類に記載された情報を他の行政機関や警察等の求めに応じて情報提供することに同意します。１０　対象事業者であることを明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ支援金の交付を受けた年度の翌年度から５年間保存することを誓約します。 |